



個人事業主のためのケガの保険

東京青色傷害保険

傷害補償 (MS&AD型) 特約セット団体総合生活補償保険

熱中症
リスクも補償
されます。

掛金は月々にすると
団体割引30%適用

1,000円相当です!

昭和6年5月2日～平成20年5月1日生まれ(14才から90才)の方がご加入いただけます!



入院をしたら

傷害入院保険金

1日につき3,400円

1日目から1事故最高180日まで補償(支払対象期間180日・免責期間0日)



手術を受けたら

傷害手術保険金

入院中の手術3.4万円

上記以外の手術1.7万円



通院をしたら

傷害通院保険金

1日につき1,700円

1日目から1事故最高90日まで補償(支払対象期間180日・免責期間0日)



法律上の損害賠償責任を負ったら

日常生活賠償保険金

※ただし、業務遂行に直接起因する損害賠償責任等は除きます。

最高500万円



万一のときには

傷害死亡・後遺障害保険金

700万円

上記は1口ご加入の場合の補償です。それ以外の補償内容は裏面をご覧ください。

青色申告会の会員のみなさまは、ラフォーレ倶楽部の宿泊施設や
コナミスポーツクラブ、スポーツクラブ ルネサンス、スポーツクラブ メガロスを法人会員価格で利用できます。

【加入申込】

お申込み	継続加入の場合：特にお申し出のない場合、前年度と同一内容にて継続扱とさせていただきますので、加入申込票のご提出は不要です。 新規加入・追加の場合：加入申込票に必要事項を記入し、「新規」「追加」のいずれかに○をしていただき、ご署名のうえ、ご所属の青色申告会へご提出ください。 変更・脱退の場合：ご所属の青色申告会へ下記の申込締切日までにご連絡ください。
保険料	指定口座より引落とします(年2回)。
口座振替	初回口座振替日は2022年6月23日(木)、2回目の口座振替日は2022年12月23日(金)です。
保険期間(ご契約期間)	2022年5月1日(日)～2023年5月1日(月)午後4時までです。

【申込締切】2022年3月18日(金)

資料請求、その他のお問い合わせは

一般財団法人

八王子青色申告会

〒192-0072 八王子市南町4-13

☎ 042 (626) 7115

042 (625) 4054(FAX)

—事故が発生した場合は—

遅滞なくご所属の青色申告会または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

※受付時間[24時間365日]

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

東京青色傷害保険の補償内容



24時間補償対象！もちろん、仕事中のケガや、地震・火事でのケガも補償します！

■保険金額(ご契約金額)・掛金 14才から79才までの掛金は1か月あたり1口(1,000円)～3口(3,000円)まで選べます。なお、80才から90才までは1か月あたり1口(1,000円)のみとなります。

□ 数	1口加入(1D)	2口加入(2D)	3口加入(3D)
傷害死亡・後遺障害保険金額	700万円	1,400万円	2,100万円
傷害入院保険金(日額) 1日目から1事故最高180日まで補償 (支払対象期間180日・免責期間0日)	3,400円	6,800円	10,200円
傷害手術保険金	入院中の手術…傷害入院保険金(日額)の10倍 上記以外の手術…傷害入院保険金(日額)の5倍		
傷害通院保険金(日額) 1日目から1事故最高90日まで補償 (支払対象期間180日・免責期間0日)	1,700円	3,400円	5,100円
日常生活賠償保険金額※ (免責金額0円)	500万円	1,000万円	1,500万円

※業務遂行に直接起因する損害賠償責任等は除きます。他人の財物を損壊しなかった場合にも日本国内において電車等が運行不能となることにより負担する法律上の損害賠償責任について補償します。

団体割引 30%適用	半年の掛金	6,000円	12,000円	18,000円
-----------------------	-------	--------	---------	---------

- ・上表の半年の掛金には保険料と制度運営費が含まれています。
- ・1口の場合、保険料5,540円(制度運営費460円) 2口の場合、同10,700円(同1,300円) 3口の場合、同15,870円(同2,130円)
- ・上記保険料には団体割引30%(被保険者数が10,000名以上)、大口契約割引10%(傷害部分のみ)、損害率による割増5%が適用されています。

ご注意

※事故によるケガの場合のみ補償いたします(病気は対象外)。※天災危険補償特約、熱中症危険補償特約がセットされています。
 ※継続加入については、満90才をこえた5月1日で規約による脱退となります。※原則、保険期間中の脱退はできません。
 ※加入申込票記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限することがありますので、あらかじめご了承ください。
 ※傷害後遺障害保険金については、「傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約」がセットされています。軽度の後遺障害については対象外となりますのでご注意ください。詳細については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)

傷害補償はこの保険にご加入した方(被保険者ご本人)が補償の対象となりますが、日常生活賠償保険金についてのみ、①加入したご本人以外に下記②～④の方も補償の対象となります。
 ①加入した人(以下本人) ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族(※1) ④本人またはその配偶者の別居の未婚(※2)の子(※1)6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
 (※2)これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 (注)被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

- ・このパンフレットは「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- ・ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満90才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続のお取扱いをいたします。ただし、80才以上の方は、加入口数は1口までにさせていただきます。継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- ・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ・この保険は東京青色申告会連合会共済会を保険契約者とし東京青色申告会連合会共済会の会員を加入者とする「団体総合生活補償保険」の団体契約です。
- ・団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(東京青色申告会連合会共済会)に交付されます。

○加入資格

申込人
会員本人

被保険者(ご加入できる方)

①会員本人 ②配偶者 ③子 ④両親 ⑤兄弟姉妹
 ⑥同居の親族 ⑦同居の使用人で、昭和6年5月2日～平成20年5月1日生まれ(14才から90才)の方

詳しくは下記コードより重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明をご確認ください。下記コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明



お支払いする保険金および費用保険金のご説明



東京青色申告会連合会共済会
〒102-0074 千代田区九段南4-8-36
TEL: 03-3230-8501 FAX: 03-3230-8655

(取扱代理店)
株式会社 東京青色
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36
TEL: 03-3230-8501 FAX: 03-3230-8655

(引受保険会社)
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
広域法人開発部営業課
〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目5番地19号
TEL: 03-6734-9608 FAX: 03-6734-9609

(2021年12月承認) A21-103215